

令和4年度DX専門家派遣支援企業募集要項

1 目的

DXの方向性を定めた企業に対し、専門家によるメンタリング（相談・助言・指導）とともに、ITベンダーとのマッチングを実施し、より効果的なDXを推進する。

2 支援概要

- (1) 支援対象者 DX化の推進に対する高い意欲を持ち方向性を定めた県内中小企業
- (2) 支援者数 10社程度
- (3) 支援期間 約7ヶ月間（令和4年8月～令和5年2月（予定））
- (4) 支援内容

現状把握から課題整理、解決策検討などの専門家によるメンタリング（相談・助言・指導）とともに、ITベンダーとのマッチング、実行・検証に関するアドバイスやフォローアップまでの一貫支援

【具体的な支援例】

支援対象企業の取組内容や目標に応じ、専門家が以下のような支援を効果的に組み合わせ、やまぐち産業振興財団のコーディネータ（以下、「財団CD」という。）と連携してハンズオン支援を行います。

1. 現状把握

- 財務諸表や組織体制等についての書面での分析や訪問・ヒアリングの実施

2. 課題整理

- 現状調査、課題抽出
- 従業員ヒアリングの実施、従業員を交えたワークショップによるカルテ作成

3. 解決策の検討

- 課題解決の方向性の検討
- ITベンダーや親和性のあるサービス事業者の絞り込み、リストの作成
- 支援企業の情報や保有アセット、ITベンダーへ期待するソリューション等の整理

4. ITベンダーとのマッチング

- ITベンダーや親和性のあるサービス事業者等との個別マッチング
- 展示会、イベント等の情報提供
- 計画策定フェーズ、実証・事業化フェーズ、推進フェーズのロードマップ策定

5. 実行・検証

- 導入・実行や、評価検証する仕組みの構築に対するアドバイス

3 応募要件

県内に主たる事業所を有する中小企業者で、以下の条件を満たすこと。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める業種のうち、大分類A（農業、林業）、大分類B（漁業）を除く業種である者
- (2) 既にI o T等のデジタル技術を活用している企業
- (3) 申込書や財務情報資料（任意様式）を応募資料として提出できること
- (4) 応募時点において、応募企業の経営者に経営の自由度が確保されていること（事業拡大や販路拡大、企業連携等に対し、他企業等による大幅な制限がないこと）
- (5) 審査委員会（令和4年7月予定）で、事業計画のプレゼンテーションを行う事が可能な企業
- (6) 複数のデジタル技術（例：AIとI o T等）を連携させることによる需要予測や効率化等、デジタル技術を活用した実現したい事業計画を持ち、本事業に積極的に参加し、前向きに取り組むことのできる企業

4 応募期間

令和4年6月23日（木） から 7月22日（金） まで

5 応募書類

- ・DX専門家派遣支援申込書
 - ・直近の財務状況がわかる資料（損益計算書、貸借対照表等）
- ※提出資料は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 支援企業選定方法

審査委員会での企業による事業計画のプレゼンテーションで選定します。

7 スケジュール（予定）

令和4年7月22日（金）	応募締切
7月下旬	審査委員会（会場は山口市内を予定）
7月下旬	審査結果通知
令和4年8月上旬 ～	支援開始

※審査委員会では、パワーポイントによる説明10分程度、質疑10分程度を予定しています。なお、時間、場所、審査方法等の詳細については、応募者に別途連絡します。

8 主な審査項目

(1) 事業内容等について

- ・DXの方向性（事業計画等）が定まっているか。
- ・本支援により先駆的な取組が行われる可能性を有しているか。
- ・本支援により著しい成長が見込まれるか。

(2) 管理運営及び推進体制について

- ・DX化の推進に対する高い意欲を持ち、前向きに取り組むことができる体制となっているか。

8 留意事項

(1) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。

(ア)応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反、又はそのおそれのある場合

(イ)応募内容に不備がある場合

(ウ)応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他県及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合

(2) 個人情報を含む応募情報は、県や専門家及びやまぐち産業振興財団または外部協力者（以下、「県及び運営受託者等」という。）にて本事業実施に当たって必要な範囲にて共有、利用されます。また、個人情報を事前の承認なく県及び運営受託者以外の第三者に提供することはありません。

(3) 支援対象として不適切であると県及び運営受託者等が判断した場合には、支援を途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。

(4) 支援企業に選定されたとしても、県及び運営受託者等が支援対象企業の事業計画等について、保証を行うものではありません。

(5) 審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

9 提出先・お問い合わせ先

公益財団法人やまぐち産業振興財団 経営企画部

〒754-0041 山口市小郡令和 1-1-1 山口市産業交流拠点施設 4 階

TEL : 083-902-3711 FAX : 083-902-9010

E-mail : keiei@yipf.or.jp